

○みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション条例施行規則

令和4年1月20日

規則第1号

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション条例（令和3年南会津町条例第20号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(趣旨)

第2条 この規則は、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第3条 情報・活動ステーションの利用時間は、シェアオフィスの利用許可を受けた者（以下「シェアオフィス利用者」という。）が利用する場合を除き、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、管理上必要があるときは、町長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第4条 情報・活動ステーションの休館日は、次のとおりとする。

(1)水曜日

(2)12月29日から翌年の1月3日までの日

2 指定管理者は、前項に規定する休館日のほか、情報・活動ステーションの管理上必要があるときは、町長の承認を得て臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(指定管理者の責務)

第5条 指定管理者は、所属職員を指揮監督し、施設の良好な保全に努めるとともに、効率的な運営を図るものとする。

(会議室等の利用許可の手続)

第6条 条例第7条の規定により、会議室等の利用の許可を受けようとする者は、情報・活動ステーション（会議室等）利用許可（利用料金減免）申請書

(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要事項を記載し、指定管理者の許可を受けなければならない。

(会議室等の利用許可書の交付)

第7条 指定管理者は、会議室等の利用を許可したときは、情報・活動ステーション(会議室等)利用許可書兼利用料金減免通知書(様式第2号。以下「通知書」という。)を交付するものとする。

(会議室等の利用許可の変更等)

第8条 会議室等の利用許可を受けた者(以下「会議室利用者」という。)が、許可内容を変更し、又は利用を取り消そうとするときは、情報・活動ステーション利用許可変更(取消)申請書(様式第3号。以下「変更等申請書」という。)に通知書を添えて、速やかに指定管理者に届け出て、指定管理者の許可を受けなければならない。

(会議室等の利用許可変更承認書の交付)

第9条 指定管理者は、前条による申請を承認したときは、情報・活動ステーション利用許可変更(取消)承認書(様式第4号。以下「変更等承認書」という。)を交付するものとする。

(会議室等の利用料金の減免)

第10条 条例第13条に規定する会議室等の利用料金の減免の取扱いの基準は、次のとおりとする。

(1)町(町の機関を含む。)が主催又は共催で利用する場合 100分の100

(2)国又は県が主催し、森林及び林産業の振興等を目的に利用する場合 100分の100

(3)町内に所在する保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が保育又は授業時間内の活動の一環として利用する場合 100分の100

(4)シェアオフィス利用者が組織内の会議(役員会、総会等をいう。)を目的に利用する場合 100分の100

(5)シェアオフィス利用者が前号に掲げるもの以外の目的で利用する場合

100分の50

(6) その他森林及び林産業の振興等を目的に利用し、町長が適當と認める場合 100分の50

2 条例第13条の規定により、会議室等の利用料金の減免を受けようとする者は、申請書に必要事項を記載しなければならない。

3 指定管理者は、会議室等の利用料金の減免を決定したときは、通知書に減免内容を記載し、交付するものとする。

(シェアオフィス等の利用許可の手続)

第11条 条例第7条の規定により、シェアオフィス等の利用の許可を受けようとする者は、情報・活動ステーション（シェアオフィス等）利用許可申請書（様式第5号）に必要事項を記載し、指定管理者の許可を受けなければならない。

(シェアオフィス等の利用許可書の交付)

第12条 指定管理者は、シェアオフィス等の利用を許可したときは、情報・活動ステーション（シェアオフィス等）利用許可書（様式第6号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

(シェアオフィス等の利用許可の変更等)

第13条 シェアオフィス利用者が、許可内容を変更し、又は利用を取り消そうとするときは、変更等申請書に許可書を添えて、変更しようとする日の5日前までに指定管理者に届け出て、指定管理者の許可を受けなければならぬ。

(シェアオフィス等の利用許可変更承認書の交付)

第14条 指定管理者は、前条による申請を承認したときは、変更等承認書を交付するものとする。

(利用料金の還付)

第15条 条例第14条ただし書きの規則で定める利用料金の全部又は一部を還付することができる場合は、次のとおりとする。

(1)利用者の責めによらない理由により、利用することができなくなったとき。 100分の100

(2)会議室等について、利用日の前日までに利用の変更又は取消しの承認を受けたとき。 100分の100

(3)シェアオフィス等について、変更しようとする日の5日前までに利用の変更又は取消しの承認を受けたとき。 100分の50

(遵守事項)

第16条 会議室利用者及びシェアオフィス利用者は、情報・活動ステーションの利用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)施設、設備等を滅失し、又は棄損しないこと。

(2)施設内の清掃及び整頓に努めること。

(3)施設内の風紀及び秩序を乱さないこと。

(4)その他指定管理者の指示に従うこと。

(その他)

第17条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 様式第1号（第6条、第10条関係）

## 情報・活動ステーション（会議室等）利用許可（利用料金減免）申請書

年 月 日

指定管理者

申請人 住 所

団体名

氏 名

次のとおり利用（利用料金減免）申請します。

|           |  |  |  |                                 |     |         |  |       |                              |   |     |
|-----------|--|--|--|---------------------------------|-----|---------|--|-------|------------------------------|---|-----|
| 利 用 目 的   |  |  |  |                                 |     |         |  |       |                              |   |     |
| 利 用 期 間   | 年 月 日 ( )  | 午前・午後  | 時  | 分                               | か ら | 利 用 期 間 | 年 月 日 ( )  | 午前・午後 | 時                            | 分 | ま で |
| 利 用 場 所   | <input type="checkbox"/> まなぶば<br><input type="checkbox"/> 会議室1                 | <input type="checkbox"/> あそぶば<br><input type="checkbox"/> 会議室2 | <input type="checkbox"/> つくるば<br><input type="checkbox"/> 敷地内の広場 | <input type="checkbox"/> きとねホール |     |         |  |       |                              |   |     |
| 利 用 人 数   | 人  |  |  |                                 |     |         |  |       |                              |   |     |
| 利 用 責 任 者 | 氏名   |  | 電話番号   |                                 |     |         |  |       |                              |   |     |
| 利 用 区 分   | <input type="checkbox"/> 町（町の機関を含む）<br><input type="checkbox"/> シェアオフィス（組織内会議等 |  | ・  |                                 | その他 |         | <input type="checkbox"/> 国・県<br><input type="checkbox"/> 学校等 |       | <input type="checkbox"/> その他 |   |     |
| 販売行為の有無   | <input type="checkbox"/> 有   |  | <input type="checkbox"/> 無                                       |                                 |     |         |  |       |                              |   |     |

以下は記入しないでください。

|         |         |         |           |
|---------|---------|---------|-----------|
| 利 用 料 金 | 基 本 料 金 | 追 加 料 金 | 利 用 料 金 ① |
|         | 円       | 円       | 円         |

|             |  |                  |         |
|-------------|--|------------------|---------|
| 減 免 該 当 条 項 | みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション条例施行規則<br>第9条第1項第 号 |                  |         |
| 減 免 額       | 利 用 料 金 計                                | 減 免 率            | 減 免 額 ② |
|             | 円  | 100/100 · 50/100 | 円       |

|                    |          |           |        |           |
|--------------------|----------|-----------|--------|-----------|
| 販 売 行 為<br>加 算 料 金 | 敷地内の広場以外 |           | 敷地内の広場 |           |
|                    | 事 業 者 数  | 加 算 料 金 ③ | 敷 地 数  | 加 算 料 金 ④ |
|                    |          | 円         |        | 円         |

|           |         |   |
|-----------|---------|---|
| 利 用 料 金 計 | ①-②+③+④ | 円 |
|-----------|---------|---|

許可番号 第\_\_\_\_\_号

## 様式第2号（第7条、第10条関係）

## 情報・活動ステーション（会議室等）利用許可書兼利用料金減免通知書

年 月 日

申請人 住 所

団体名

氏 名

次のとおり利用を許可します。（利用料金の減免を決定したので通知します。）

|           |  |  |  |                                 |   |                              |
|-----------|--|--|--|---------------------------------|---|------------------------------|
| 利 用 目 的   |  |  |  |                                 |   |                              |
| 利 用 期 間   | 年 月 日 ( )  | 午前・午後  | 時  | 分                               | か | ら                            |
|           | 年 月 日 ( )  | 午前・午後  | 時  | 分                               | ま | で                            |
| 利 用 場 所   | <input type="checkbox"/> まなぶば<br><input type="checkbox"/> 会議室1                 | <input type="checkbox"/> あそぶば<br><input type="checkbox"/> 会議室2 | <input type="checkbox"/> つくるば<br><input type="checkbox"/> 敷地内の広場 | <input type="checkbox"/> きとねホール |   |                              |
| 利 用 人 数   | 人  |  |  |                                 |   |                              |
| 利 用 責 任 者 | 氏名   | 電話番号   |  |                                 |   |                              |
| 利 用 区 分   | <input type="checkbox"/> 町（町の機関を含む）<br><input type="checkbox"/> シェアオフィス（組織内会議等 | <input type="checkbox"/> 国・県<br>・その他                           | <input type="checkbox"/> 学校等                                     |                                 |   | <input type="checkbox"/> その他 |
| 販売行為の有無   | <input type="checkbox"/> 有   | <input type="checkbox"/> 無                                     |  |                                 |   |                              |

| 利 用 料 金 | 基 本 料 金 | 追 加 料 金 | 利 用 料 金① |
|---------|---------|---------|----------|
|         | 円       | 円       | 円        |

|             |  |       |        |
|-------------|--|-------|--------|
| 減 免 該 当 条 項 | みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション条例施行規則<br>第9条第1項第 号 |       |        |
| 減 免 額       | 利 用 料 金 計                                | 減 免 率 | 減 免 額② |

|                    |          |          |        |          |
|--------------------|----------|----------|--------|----------|
| 販 売 行 為<br>加 算 料 金 | 敷地内の広場以外 |          | 敷地内の広場 |          |
|                    | 事 業 者 数  | 加 算 料 金③ | 敷 地 数  | 加 算 料 金④ |
|                    |          | 円        |        | 円        |

|           |         |   |
|-----------|---------|---|
| 利 用 料 金 計 | ①-②+③+④ | 円 |
|-----------|---------|---|

許可番号 第\_\_\_\_\_号

指定管理者

## 許可条件

- 1 利用の際は、本許可書を携帯すること。
- 2 条例、規則及び指示事項を守らないときは、この許可を取り消すことがある。

情報・活動ステーション利用許可変更（取消）申請書

年 月 日

指定管理者

申請人 住 所

団体名

氏 名

次のとおり情報・活動ステーション利用を変更（取消）したいので、申請します。

| 許可年月日及び番号    | 年 月 日 第 号 |
|--------------|-----------|
| 変更（取消）内容     |           |
| 利用許可変更（取消）事由 |           |

情報・活動ステーション利用許可変更（取消）承認書

年 月 日

申請人 住 所

団体名

氏 名

次のとおり変更（取消）を承認します。

| 許可年月日及び番号    | 年 月 日 第 号 |
|--------------|-----------|
| 変更（取消）内容     |           |
| 利用許可変更（取消）事由 |           |

指定管理者

(表)

様式第5号 (第11条関係)

情報・活動ステーション(シェアオフィス等)利用許可申請書

年 月 日

指定管理者

申請人 住 所

団体名

氏 名

シェアオフィス等を利用したいので、関係書類を添えて申請します。

また、裏面の暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に同意します。

利用資格に該当しないとき又は記載事項等に偽りがあるときは、申請を無効とされ、又は利用の決定を取り消されても異議ありません。

|           |   |      |        |  |
|-----------|---|------|--------|--|
| 事 業 内 容   |   |      |        |  |
| 利 用 期 間   | 年 月 から  |      | 年 月 まで |  |
| 利 用 場 所   | <input type="checkbox"/> シェアオフィス<br><input type="checkbox"/> ショップ1 <input type="checkbox"/> ショップ2 <input type="checkbox"/> ショップ3 <input type="checkbox"/> ショップ4 |      |        |  |
| 利 用 責 任 者 | 氏名  | 電話番号 |        |  |

添付資料

住民票(個人事業主)  登記事項証明書(法人)

以下は記入しないでください。

| 月額利用料金 | シェアオフィス | ショップ | 計 |
|--------|---------|------|---|
|        | 円       | 円    | 円 |

許可番号 第\_\_\_\_\_号

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業及びその他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと並びに次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1)暴力的な要求行為
  - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて南会津町及び指定管理者の信用を毀損し、又は南会津町及び指定管理者の業務を妨害する行為
- 3 私は、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は、指定管理者から請求があり次第、指定管理者に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。
- 4 上記に関して不法行為があった場合は、法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

情報・活動ステーション（シェアオフィス等）利用許可書

年 月 日

申請人 住 所

団体名

氏 名

次のとおりシェアオフィス等の利用を許可します。

|       |   |      |        |  |
|-------|---|------|--------|--|
| 事業内容  |   |      |        |  |
| 利用期間  | 年 月 から  |      | 年 月 まで |  |
| 利用場所  | <input type="checkbox"/> シェアオフィス<br><input type="checkbox"/> ショップ1 <input type="checkbox"/> ショップ2 <input type="checkbox"/> ショップ3 <input type="checkbox"/> ショップ4 |      |        |  |
| 利用責任者 | 氏名  | 電話番号 |        |  |

| 月額利用料金 | シェアオフィス | ショップ | 計 |
|--------|---------|------|---|
|        | 円       | 円    | 円 |
|        |         |      |   |

許可番号 第\_\_\_\_\_号

指定管理者

許可条件

- 1 みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション条例及び同施行規則に定める事項を厳守すること。
- 2 月額利用料金は、条例の規定により変更することがある。